

第九十七回 参議院公職選挙法改正に関する特別委員会会議録第二号

昭和五十七年十二月二十五日(土曜日) 午前十一時三分開会

委員の異動
十二月十日 赤桐 操君 補欠選任 小谷 守君
野田 哲君 補欠選任 小山 一平君

十二月二十日 前島英三郎君 補欠選任 宇都宮徳馬君
野末 陳平君

十二月二十一日 宇都宮徳馬君 補欠選任 野末 陳平君

十二月二十二日 山中 郁子君 補欠選任 近藤 忠孝君

十二月二十三日 近藤 忠孝君 補欠選任 山中 郁子君

十二月二十四日 山中 郁子君 補欠選任 近藤 忠孝君

出席者は左のとおり。
委員長 福岡日出麿君
理事 金丸 三郎君
松浦 功君
村上 正邦君
小谷 守君
多田 省吾君

委員 井上 孝君

國務大臣	小澤 太郎君
自治大臣	小林 国司君
政府委員	斎藤榮三郎君
自治政務次官	田沢 智治君
自治省行政局長	名尾 良孝君
事務局長	中西 一郎君
常任委員会専門員	鳩山威一郎君
	降矢 敬義君
	小山 一平君
	福岡 知之君
	宮之原貞光君
	大川 清幸君
	近藤 忠孝君
	栗林 卓司君
	野末 陳平君
	山本 幸雄君
	佐野 嘉吉君
	岩田 脩君
	高池 忠和君

○委員長(福岡日出麿君) ただいまから公職選挙法改正に関する特別委員会を開会いたします。まず、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(福岡日出麿君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に小谷守君を指名いたします。

○委員長(福岡日出麿君) この際、自治大臣及び政務次官から発言を求められておりますので、順次これを許します。山本自治大臣。

○國務大臣(山本幸雄君) このたび自治大臣に就任いたしました山本幸雄でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

選挙の関係につきましては、平素から委員各位には格別の御高配にあずかり、厚く御礼を申し上げます。

申すまでもなく、選挙は民主政治の基盤をなすものであります。民主政治の健全な発展のためには、常に国民の政治意識の涵養に努めまるとともに、公正かつ明るい選挙の実現に積極的な努力をしましてまいらなければならぬと存じます。

私といたしましては、職務の重要さを認識いたしまして最大限の努力を傾注してまいる所存でございますので、何とぞ御指導、御協力のほどをお願い申し上げます。

○委員長(福岡日出麿君) 佐野自治政務次官。

○政府委員(佐野嘉吉君) このたび自治政務次官を命ぜられました佐野嘉吉でございます。

当委員会は、民主政治の基盤である選挙制度について御審議をいただく大変重要な委員会でございます。また委員の先生方はその方面で高い識見をお持ちの方々ばかりでございます。皆様方の御指導をいただきながら、山本大臣のもとで議会制民主政治の規範でございます選挙制度の充実に努力をいたしてまいりたいと存じております。何とぞよろしく御指導のほどお願い申し上げます。

○委員長(福岡日出麿君) 次に、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案及び公職選挙法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。山本自治大臣。

○國務大臣(山本幸雄君) ただいま議題となりました地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

御承知のように、都道府県及び市区町村を通じて、全国多数の地方公共団体におきましては、議会の議員または長の任期が明年三月、四月または五月中に満了することとなるのでありまして、現行法によりますと、その任期満了前三十日以内にこれらの地方選挙が集中して行われることになるのであります。

政府といたしましては、前例にもかんがみ、これらの選挙の円滑な執行と執行経費の節減を期するとともに、国民の地方選挙に対する関心を高める意味において、これらの選挙の期日を統一する必要があると考えます。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。次に、この法律案の内容につきまして御説明申

上げます。

第一に、期日を統一する選挙の範囲につきまは、(一)明年三月から五月までの間に任期が満了することが予定されている地方公共団体の議会の議員または長について、その任期満了による選挙を三月以降に行う場合、(二)これらの議会の議員または長について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が発生し、三月から五月の間に選挙を行うこととなる場合及び(三)明年三月から五月までの間に任期が満了することが予定されていない地方公共団体の議会の議員または長について、選挙を行うべき事由が発生し、三月から五月の間、その選挙を行うこととなる場合について、これらの選挙の期日を統一することといたしております。

第二に、選挙の期日につきましては、四月中に任期が満了するものが最も集中していること、年度末の地方議会の会期、選挙運動期間等の諸事情を考慮して、都道府県及び指定都市の議会の議員及び長の選挙についてはこれをまとめまして四月十日とし、指定都市以外の市、町村及び特別区の議会の議員及び長の選挙についてはこれをまとめまして四月二十四日とし、いずれの期日も、選挙人の便宜、投票所施設の確保の必要性等を考慮して日曜日といたしております。

第三に、この法律の規定により統一した期日に行われる各選挙は、同時選挙の系統によつて行うものとして選挙管理事務の簡素化を図るとともに、都道府県の選挙の候補者となつた者は、関係地域において行われる市区町村の選挙の候補者となることのできないこととして重複立候補による弊害を除くことといたしました。また、任期満了による選挙について、後援団体に關する寄附等の禁止期間を各選挙の期日前九十日から選挙の期日までの期間とすることとしたほか、都道府県の議会の議員の選挙に立候補するため昭和五十八年三月二十九日から同月末までに退職する市区町村の議会の議員について共済給付金の計算上不利がなないようにいたしております。

なお、この法律の規定の適用を受ける選挙が行われることに伴い必要とされる事項については、政令で必要な規定を設けることができるものと、選挙の円滑な執行を図ることとした次第であります。

以上、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に關する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

続きまして、ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案について提案の趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における地方公共団体の長の選挙の実態等にかんがみ、地方公共団体の長の選挙に係る当選人の繰り上げ補充については、同点者がある場合に限り、これを行うこととするよう所要の改正を図らうとするものであります。

以上がこの法律案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(福岡日出磨君) これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。

○宮之原貞光君 ただいま提案説明がありましたところの二つの法案を中心にして若干時間お聞きをいたしたいと思つていますが、まず選挙期日等の臨時特例に關する法律案でございますが、これは四年前に制定されましたところの臨時特例法とは選挙期日以外にどこが違つているのか、あるいは同じなのか、そこをまず端的にお聞かせ願いたいと思つております。

うように御理解をいたさうでございます。

○宮之原貞光君 そう聞くのは、法案をいま手元にもらつたばかりでわからぬので、やっぱり内容がまたたくさんあるというならいろいろとお尋ねしなきゃならぬけれども、期日だけが違ふ点だといふことならまたそれでいろいろお聞きしたいと思つておりますが、そのように理解してよろしうございますか。

それでは関連してお聞きいたしますが、実は四年前の臨時特例法に關するところの施行令の政令三百六十五号が出ておるわけなんです。この政令三百六十五号の第二条を拝見いたしますと、これは「指定都市の議会の議員の選挙及び指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員の選挙については、公職選挙法第四百四十二条の四、第六百六十条の二及び第七十二条の二の規定にかかわらず、これらの規定のうちいずれか一の規定に限り、適用する。」云々という条項があるわけなんです。

これをただ、いま質問申し上げたように期日以外には変わらないんだということになりますと、じゃこの政令自体もそのままになるかどうかという一つの疑問を持つわけなんです。

しかしながら、御承知のように昨年の国会で、若干この問題についての公職選挙法母体自体の訂正がありましたね。特にポスターの掲示の問題についても、百四十四条の二あるいはまた百四十四条の四等々から、政令都市の場合も、それは任意掲示にはなつておりますけれども、実際問題として来年の四月選挙するところの人々から見れば、このままの政令では非常に問題があるという声がきかれて高いのです。というのは、いままでたとえばそういうところでは大部分が選挙公報はいずれかの一に沿つてやつておつたわけなんです。けれども、これをこのままだとすると、じゃ掲示板は一体どうなるんだという一つの疑問がわいてくるんです。けれども、政令都市ということになりますと、地域によっては県以上の大きいところがあるわけですから、それではやはりこれは困

る。

こういうことから、当然この政令三百六十五号も、今度の場合には、昨年のやはり公選法の改正によつて掲示板という問題が具体的に、政令都市の場合は任意設置とはいへ具体的な問題として出てきておるわけなんだから、これだけではぐあいが悪い、こういう声が圧倒的に出ておるわけなんです。その点、私もこれを考えますと、この一の規定に限りということには非常に問題がある。少なくともやはりこの政令三百六十五号にありまして、ポスター掲示場あるいはまた選挙公報等あたりは、最低二つはやっぱり認めてやるべきだし、当然政令は改正してしかるべきだと考えておるわけなんです。その点のようにお考えですか。

○政府委員(岩田衛君) 先ほど御答弁申し上げましたように、法律は同じでございますが、政令についてはまた考えなければならぬところもあるといふように思つております。

ただいま御指摘がございましたように、従来から統一選挙の場合は、指定都市の選挙の期日とそれから都道府県の選挙の期日が重なりますものから、指定都市のあるところでは非常に多くの選挙を一緒にやらなければならないようなことになる。そこで、いわゆる任意制の選挙公報、その地方公共団体の条例で定めるところによつて行うことにする選挙公報につきましては、従来は指定都市の議会の議員の選挙、それからその指定都市を包含する都道府県の議会の議員の選挙につきましては、それぞれ一つだけになさいという限定を置いておつたことは御指摘のとおりでございます。

このことにつきましては、ただいまお話がございましたように公営の種類もだんだんふえてきておられますし、またもとがいわば多くの選挙を一括にやるというための便宜の措置でございます。選挙管理委員会の方も多少なりとも事務的にもなれてきておられますし、かつはまた国会でも御議論があつたこともございますので、実は今回はその一つに限るといふのを緩めまして、二以下で、二ないしは一でその地方公共団体の議会が議決す

る。

るものに限って適用することができる。完全にフリーにするにはちよつとまだ不安がございますので、いままで一つに限っておつたものを今度は二つまでならその地方公共団体が選べばやれるというぐあいには拡大をしようというふうにはいままで考えておるところでございます。

○宮之原貞光君 その点よくわかりました。

それなら、やはり少なくとも前回の政令の第二条の一に限るといふことは、一ないし二という形で選択権がそれぞれの自治体において広がって行くといふことは、これはもう政府の方針としては確かだといふふうには理解してよろしうございませぬ。

○政府委員(岩田備君) そのような方向で作業をいたしております。

○宮之原貞光君 次に、お尋ねをいたしますが、ことしの二月から三月にかけて、これは自民党の選挙制度調査会が検討しておることとして報告されておるところの統一地方選挙に関する問題がありましてすね。たとえばこの法案じゃなく、三月―五月じゃなく、一月、二月もこれに含めてやるんだといふことを検討しておるといふ問題だとか、あるいはそれを一回やめて、毎年一回いわゆる統一地方選挙の日と定めて統一選挙をするんだといふことが成案が得られつつある云々と、こう新聞には報ぜられておつたのですが、僕はこれはそれぞれの政党の検討課題でございますからあれなんですけれども、そういうことに対して自治省もそういう動きに対しては反応を示す必要があると思つております。

○宮之原貞光君 そのとお尋ねいたしますが、こういう物の考え方について、一体自治省としてはどういふお考えをお持ちになれるのか、どつちでもよろしいといふお考えなのかどうか。私からこれは見ますれば、この問題は議員及び首長の任期の短縮あるいは任期を延長するといふことにもなりかねない。言うならば、これは公選法の任期満了前二十日以内に選挙をするとか、あるいはまた地方自治法の任期は四年だと決められておること自体にも影響

するところの問題だと思つて、非常にこれは問題だと思つております。いろいろ表面上はきれいごとを言われておりますけれども、若干やっぱりこれは党利党略的なにおいもせぬでもないと思つておるのですが、自治省としてはこの問題についてどういふお考えですか。

○政府委員(岩田備君) ただいまお話がございまして、昨年でございまして、地方統一選挙のあり方についていろいろの議論がありまして、これは御指摘のとおりでございます。また、その挙げられました新聞報道等に限りませんが、すでに参加団体が四〇％台にまで下がった統一選挙がいまのままではいかぬかという御議論は有識者の間にもございまして、かつまたかつて私どもの省の地方制度調査会でも、そういつた自治の日といつた統一を考えたらいではないかという御意見があったことも承知しております。

ただ問題は、何しろいまお話がございましたように、どの範囲に統一をするのか、かつまたそれを毎年というように考えるのか、それに伴つてその任期の延長ないし短縮、いわばせつかくそういう統一をやつた場合にそれを維持するための措置をどう考えるのかといつたきわめて大きな問題を含んでおりますので、なお十分御議論をしていただく余地があるだらうと思つております。私ども省としてのいふお尋ねでございますけれども、そういう広がりのお尋ねでございます。私ども、まだ省としての立場を決めてはおりません。もう少し御議論の推移を待つて考えたいといふふうにして思つております。

○宮之原貞光君 そういふ答えしか出てこないでしようが、少なくともやはり現行法に基づくところの任期満了前の三十日云々とか、あるいは任期は四年だと、こう決められておるといふ、この世の中で常識的に考えられておることをこれは動かすといふことですかね。どうしてもやっぱり考えられるのは、戦前の勝手に任期をばつと延ばしたりしたみたいないやういふことにもなりかねない要素を持つておるし、法律上私には非常に疑義があ

ると考えておるわけでございますが、法律上の問題としてはいま私が指摘したところの問題だけですか、それ以外にはございせんか、この検討課題に対して。

○政府委員(岩田備君) どういふ形でまとめるところによつて変わつてまいらうかと思つておるけれども、ただいま御質問に出ましたように、この問題は、一年に一回とかいふような形でまとめたい場合は、ただ単に選挙の仕方のテクニクの問題だけではないで、いまお話にあるように任期をどうやってそらえていくかという問題を含みます。地方自治法にも及ぶ問題だといふ認識は持つておるつもりでございます。

○宮之原貞光君 特に私はこの点指摘しておきたいと思つておるのですが、地方選挙を一年一回やるといふ問題ですね。これは私も新聞を見る限りでわかりませぬけれども、そのメリットの点としてよく報ぜられておるものと、このための全国規模の啓発活動で自治意識が非常に高揚する、あるいは投票率の引き上げに役立つとか、あるいは選挙経費の節減になると、こういうことが一番の理由になつておると報ぜられておるんですが、選挙の経費の節減と、こうなると、それは行革の中で受けるかもしれないけれども、中曾根さんが一番好きそうなことなんではしょうけれども、私はいまここで非常に問題があるのは、一体投票率の引き上げ云々といふことをどういふ便法を講ずることによつてやろうとするところ、一つの問題点があるんじゃないかと思つておる。

なぜ投票率が低いかと、こう言つて、やっぱり一般住民の、地域住民のそれぞれの地方の行政、政治に対するところの不信感、あるいは関心度が薄いといふところが一つの問題なんだ。同時に、最近の傾向としては、いわゆる首長の相乗り選挙といふのがありますね。それはわが党もやはりそういう部類の中の場合によつてはあつたわけですが、これも、非常に首長選挙は安易にもう考へてみんな乗りたがつておる。こういうことが地域住民に非常に白け選挙だといふ風をつくつておる。こ

ういふことがむしろ、投票率の引き上げ云々の問題は、問題の原因であつて、それを一年のうちの一回の日を決めてやれば投票率が上がるんだといふ物の考え方は非常に安易であるし、便宜的な私には考え方がないだらうかと、こう思つておる。

同時にまた、先ほど来言つておるまつところの任期の四年制といふ問題が地方自治のあり方の問題として崩れるところの可能性も出てくる。これは一時期だと、こう言ひますけれども、じゃこの法案つくつて首長が今度これを実施された後に死んだらあるいは議会の解散があつたら一体どうなるのか、死んでも議会の解散があつてもそのまま待たなければならぬかと、こういう論理も出てくるのですよ。こうなると、いやそれはそれと、きでいいのだといふことになれば、これはまただんだんそういうものがふえていけばもとのもくありなつてくることは必至なんです。現に今日の地方選挙の実際の選挙の状況にありまして、いろいろの事情からこの統一地方選挙方式がずつとばらまかれていつたところの要素があるわけでしょう。こういうところの点から言つても私は非常に問題があるのではないかと思つておる。

同時に、いま一つは、これは私どもが考えなければならぬのは、全国規模の一括選挙をやれば一体自治意識の確かに高揚になるかどうかといふことなんです。私はむしろ逆になつちゃうんじゃないだらうかと思つておる。というのは、統一地方選挙になりますと、しかも全国一斉の、また政党が表面に出ていく、言うならば全国的なところの地方自治の問題でなく、国政選挙におけるところの問題点、争点といふものだけが浮き彫りになつて、肝心なそれぞれの地域の皆さん方の地域住民の切実な問題の争点といふのはむしろ薄れてきてしまつたところの危険性があるのではないだらうか。こういうふうなことを考えますと、端的に言わせてもらひますけれども、この一括方式といふものは角を矯めて牛を殺す結果になりやせぬだらうか、こういう危惧も持つておる。

その点、何かの機会があつて、また与党の皆さん

んといろいろ議論する機会があれば結構だと思ひますけれども、こういうやはり要素も絡んでおるだけに、私はやはりこの問題については、自治省も与党の皆さんが言ってきたからそれにつづきも合わすというような安易な気持ちでこの問題に対処しないでいただきたい。十分いろいろな角度から検討をして問題点は問題点として強く指摘を上げておきたいと思ひますが、その点どうお考えになりますか。

○政府委員(岩田備君) 私どもも決してこの件を安易な問題として考へておるわけではございません。投票率の向上、それから自治意識の問題というものはそれぞれのお考へがあるとは思ひますけれども、根の深い大きな問題というように考へております。

○宮之原貞光君 ひとつ十分あなた方も慎重な対応をしてもらいたいと思ひますし、また与党の皆さんも、それぞれの関係者も、この問題については十分いろいろな角度から検討しておいていただきたいということをご機会に申し上げておきたいと思ひます。

次に、公選法の一部改正に関するところの法案ですが、これは本文はきわめて短くて、私ども頭の悪いやつはこれはどういう意味だろうか、こう思ふんですが、少なくともこの九十七条問題、これは昨年の十二月ですか、奈良県の香芝町の町長選挙騒動に関連して私はやはり問題点として提起をされたのがそもそもの発端だと、こう思ひますが、これはどういふことになるわけですか。

○政府委員(岩田備君) 仰せのとおりでございます。首長選挙——地方公共団体の長の選挙につきましましては同点者の繰り上げ以外の繰り上げはしないということでございます。実はいままででも、その地方公共団体の長について申し上げます

と、選挙で当選した人がその当選によってその長の身分を取得するまでの間は同点者以外の次点者も繰り上げがあったわけですが、いままでの制度でも、そこから先、つまり選挙による当選者がその当選による身分を取得した後は、その長が欠けましても同点者以外繰り上げをしないというシステムになっておりました。その当選者が職についたという時点まで取り扱いは違ふというところは当初それなりの理由があったのでしようけれども、今日の時点から見れば一般の御支持もいただけませんし、この前香芝のケースがありましたときもいろいろ混乱の原因にもなりましたので、この際ある意味で全部を通して同点者でなければ繰り上げないというシステムに改めたというように御理解をいただきたいと思ひます。

○宮之原貞光君 私の知っておるのはその香芝町の例ですけれども、これ以外に過去に何件かあったんですか。あといろいろな、どういふ支障があったわけですか。

○政府委員(岩田備君) 実は明確な記録はとられておりませんが、私どもの聞いております限りでは過去一件、町村ですか、の選挙で一件あったというふうに聞いております。ただ、そのときはかなり昔のこと、二十年代であったこともあったのか、別にそのときはあいつたトラブルの原因にはならなかったというふうに聞いております。

○宮之原貞光君 それはそれでいいでしょう。次に、これは直接本議案とは関係はいたしません。前国会から今次国会の中で、この委員会でも最大の争点になりました比例代表区制の問題ですが、これは法律が実施をされますと当然政令が出されなきゃならぬところの問題なんです、これも端的にお聞きしますが、いま政令は出ておるんですか、まだ検討中ですか、そこだけまずはお聞きしたい。

○政府委員(岩田備君) おくれておりますが、なお検討中であります。

○宮之原貞光君 その検討中ということは、法律が通つてから大分長くなるわけですが、それだけ

やはり問題点があるということですか。どういふ政令にすべきかということでもさまざまの意見があるということになりましようか。言うならば、具体的なこういう問題、こういう問題等がまだ結論が出ておりませんということをお聞かせただければありがたいと思ふのです。たとえば私がこう常識的に考えますと、例の八十六条に伴うところの名簿を提出する場合の具体的な条件のいろいろ項目が政令事項になっておるわけですね。あるいは政党その他の政治団体の名称の届け出のあり方も問題になりましようし、あるいは政見放送とか公報の出し方、経歴放送の出し方というのものは政令で具体的にどうしようということになりますし、あるいは比例代表区制の選挙の運動の問題点というの常識的にあるだろうと思へるわけですけれども、いままでこの政令の問題についていろいろ検討されておること自体で、たとえばどういふ問題点がまだ結論が出ておらないのか、お聞かせをいただきたいと思ふので

○政府委員(岩田備君) 実際には今度の政令の中で書かしていただきますことは、一つにはたいていお話がございましたが、政党の要件、とりわけその中で国会議員——国会に五人以上の議席を有することというのがあるわけですけれども、その教養方の問題がございます。端的に申し上げれば、たとえ国会の解散があった場合、それでは解散で職を失われた衆議院議員の方はその選挙までの間は計算するのしかたいかといふこと、たいていのごときですが、それを決めさせていただきますことが一つございます。

それからもう一つは、いろいろな書式や添付書類のたぐいのものを決めさせていただくわけですが、それから最後にもう一つ選挙運動、ことに選挙公営の運び方についての内容を決めなければなりません。これは実は厳密に申し上げると、政令で決めるというよりは、政令とそれに付随してつくられますというよりは、政令とそれに付随してつくられたもので決まるのでして、厳密に言えば政令

で決まるとはちよつと申し上げかねるのですけれども、広い意味でそれを決めなければなりません。

その中には、たとえば政見放送のあり方についての放送当局との打ち合わせとか、それから選挙公報の書き方について一体どのような——いままではお一人お一人のスペースでございましたので、個々に名前を書きなさい、写真も入りませぬ、字以外は一切使っちゃいませぬよというように言ってきたけれども、これが政党の手による選挙公報ということになりますと、いままでみたいに字だけというわけにはまいらぬでございますから、それを一体どこまで私どもが書き分けることができるのかとか、そういった細かい技術的な問題がございます、その詰めに多少時間がかかっておるといふことでございます。

○宮之原貞光君 大体いつごろをめどに検討を経てまよめたいというお考えですか。

○政府委員(岩田備君) できるだけ早くと思っておりますけれども、年内こういう状態でございますので、来年に入りましてなるべく早くまよめたいと思っております。

○宮之原貞光君 この問題は私はきわめて重要な問題だと思ふのです。だから、何でもかんでも政令に流し込んでおるところの要素がありますけれども、御承知のようにこの法案を審議したところの本委員会は大変な荒れ方なんですけれども、法律としてやはり歩み出した以上は、一体政令要件ああいうものはどうするんだらうということ、それは私だけじゃなくて恐らく各党にとつても最大の関心事の一つだと思ふのです。

それで私は思ふのですが、実は参議院の本委員会ではそういう具体的な問題は全然話が出なかつた、言ひならば憲法論議とか参議院のあり方という問題が非常に議論になって、論議はそこまでまだ全然進まないうちに衆議院に送り込まれた。衆議院のいろいろな話を聞きますと、衆議院の理事

会あたりでは、この問題について、自治省が出す場台にはわれわれの意見も聞くべきだという意見

が

が出されて合意を得たというふうにも聞いているのです。

私は、衆議院の意見もさることながら、もう法律は執行されるわけですからね、反対されたところの政党にとってはこれはこのままもう皆さんに白紙一任というのいかがかと、いろいろの意見もやはりあると思うので、要すればこの問題について最後の決定権は行政の責任でしようけれども、やはり少なくともこういう問題について理事會あたりの意見交換をして、いま出されたところの問題についても、皆さんから問題を出されて意見も聞くというぐらゐのやり配慮があらざるべきじゃないだらうかと、この法律の運用をより完全ならしめるためには、こうも思うんですが、担当の自治省の皆さんとしてはそのことについてどうお考えですか。

○政府委員(岩田備君) たいだいまの御指摘の件につきましては、衆議院での御審議の間でも、各党から選挙公營の枠取りとかそういうものについての意見、相談、各党の意見も聞けよというふうなお話もございまして、適当な機会を持ちたいというふうな御答弁もあつた経緯もありますので、たいだいまお話しのように適切な機会に私どもの方の考えをいふことの御説明も、御意見も伺わせていたきたいというふうに思っております。

○宮之原貞光君 これは委員長にお願したいことになると思いますが、一月早々に政令を出すかもしれないということですが、実はここまでくれば年末から年始にかけてそういう機会もなかつたかれないわけですから、一月の自然休会中でも、私はこの問題についてはやはり理事會あたりの中で少し意見交換をし、各党がより理解を得る中でこの法が執行されていくと、こういうやっばり配慮というのがあつてしかるべきじゃないだらうかと思つたのです。実際それは衆議院の理事會でも議論になつたようでございすけれども、選挙するのはわれわれ衆議院が主体ですからね、何と言つても、肝心の衆議院の本委員会の中でそういう機会が全然ないといふことは僕は運賃上いか

がかとも思うんです。また、あれだけきしぎしやつたところの本委員会の将来の運賃を考へても、私はやっばり政治的に考へなざるならぬところの、その点委員長ひとつ十分踏まえていただいで、理事會あたりで少しその可否について相談をして、理事會あたりで少しいろい処置をしていただきたいと思つたのです。いかがでしょうか。

○委員長(福岡日出彦君) たいだいまの御意見は理事會に諮つて十分検討したいと思つたと思つた。○宮之原貞光君 ゼひともひとつ、私はそういうことが実現できるように委員長の積極的なやはり取りまとめをしていただくことを心から御期待を申し上げまして、与えられた時間はまだあるんですけれども、これぐらゐで終わりたいと思つた。

○多田省吾君 私は初めに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案につきまして若干質問したいと思つた。奈良県の香芝町の繰り上げ町長に対するリコールは不成立になつたわけですが、この法律が成立しました。町長の在任は法律的に問題はないにしましても、政治的には不安定なものになりがちです。もともと公職選挙法の九十七条の一項とそれから三項の選挙犯罪による当選無効の問題とは、御存じのように繰り上げ理由は、その性格は全く異なるものでございす。しかも一項は選挙直後に限られた問題でございす。また、独任制の公職といつても、繰り上げで全く問題のない場合もありましようし、政治的に対立して仕て住民の支持が多数でなく繰り上げの問題がある場合でも、議會側で問題は調整されとも考へられるわけです。香芝町の現町長はとにかく在任しているのでありますので、これが行政の実際の関連から今回の改正に踏み切つた理由というものを聞いておきたいと思つた。たとえこれがやむを得ない措置だつたとしても、二、三やはり疑問点が残るわけです。その点もあわせてただしておきたいのでござい

ます。たとえば法定得票有効投票の四分の一以上を得ている次点者といふものはそれだけ住民の意思を獲得しているものであつて、これを直ちに切り捨てるという理由はどうなのか。やむを得ず禁止するならば、この場合法定得票を同点または有効投票の三分の一以上とするで解決できなかったのかどうか。それから繰り上げを禁止しなくとも、今回行われたようにリコール等の方法があるわけです。また、地方自治の政治的空白が長期にわたることになるとか、あるいは今回の事例は昭和二十年代にも一件あつたそうですが、昨年十二月の奈良県の一件しかなく、しかもリコールは不成立に終わつていふと、一般的に禁止する根拠が乏しいのではないかと、いろいろな若干の疑問点が残るわけですが、あわせて今回の措置に踏み切つた理由をお聞かせいただきたいと思つた。

○政府委員(岩田備君) 今回の措置に踏み切つた理由は、先ほどの提案理由でもちよつと触れたところでもございすけれども、やはりこういう事例が実際に起つてみると、それが素直にそのまゝ有権者に受け入れられず、それをきつかけにしていろいろトラブルがあつたといふことでもございす。そういう実情に立つて振り返つて考へてみると、やはり首長選挙における落選者といふよりも、次点者の繰り上げといふのはおかしいのではないかと、確かにたいだいまお話しのように、一定数以上の有効得票がなければ次点者であっても繰り上げないわけですから、その意味では確かに一定の得票を得た方であるといふことは言えるのでありましようけれども、しかし単独の独任制の機関である首長をめぐりまして、特定の政策を掲げ、お互いの候補者が争つたといふような場合に、片一方の方が不幸にしてお亡くなりになつたからと言つて、その対立候補の方をそのまま住民の意思であるとして繰り上げてよいものかといふ問題はやはり残るのではないかと、いろいろ考へるのでございす。

まあ議会のゴントロールとか、それからリコールとかいったいろいろな方法もあるではないかといふ御指摘はございすけれども、やはり独任制の機関である首長の性格から見ると、端的に同点者以外の場合には繰り上げないといふことにすることゝが現在の選挙の実際に合うのではないかと、そういうふうに考へた次第でございす。

統一地方選挙も投票率は毎回低下してございす。知事選挙では昭和五十年の統一地方選挙におきましては七三%の投票率でございす。昭和五十四年には六五%とかなり低下してございす。それから道府県議会におきましては昭和五十年は七四%、それから昭和五十四年は六九%とかなり低下してございす。また、極端なのは統一外地方選挙でございす。また、神戸市長選(二〇%の投票しかなかつたわけです。また、昭和五十六年七月の都議選も五六%の投票率で過去最低であつた。理由はいろいろありましようけれども、私はやはり一つは戸別訪問等の条件つき自由化等をやつて、自由満ちた選挙をやらねばどういふ弊害はなくなるかという感じがいたしますが、その点自治省ではどのように考へておられますか。

○政府委員(岩田備君) 投票率の推移につきましてはいろいろ理由が絡み合つてまいりす。たとへば多少負け惜しみじみすけれども、前回の統一の選挙のときの都道府県段階の選挙は、確かに西日本一帯荒れまして大雨が降つたのを記憶しております。まあいろいろなことがございすけれども、確かに投票率が必ずしもわれわれの理想とする線までいってないのは御指摘のとおりでございす。そのことについて、いっそのことと自由満ちた選挙をやらしたらいではないかといふ御指摘、とりわけ戸別訪問を挙げての御指摘でございす。選挙運動が本来は自由なものでなければならぬといふ基本は確かにそのとおりでございすけれども、何しろ個人を中心とした選挙運動

の長い歴史の中で、戸別訪問という問題を一つ取り上げてしましても、あるいは一時部分的に解除しかけてみて結局弊害の方が表に立ってやめたり、いろんな長い経過がございます。その中でやむを得ないような必要最小限度の規制が残っているという形であろうかと思えます。選挙運動のあり方自身については、たとえばこれからの選挙全体のあり方の動きに合わせて検討していかなくてはならないことだとは思っておりますけれども、そういうやむを得ない制約が残っているのだというふうに考えております。

○多田省吾君 私は最後に、先ほど御質問がありました。参議院比例代表の政令に関する問題で御質問しておきたいと思っております。

改正法に伴う政令の公布というものが、私は当初十一月ごろを予定されていたのではないかと思われますが、十二月になってもなお公布されておられません。いまの御答弁を聞きますと来年なるべく早くというお話でございますが、大変遅いわけですね。特に、百五十条の政令等のテレビ政見放送。あるいは八十六条の二、十二項の立候補の届け出条件の適用関係、こういったものは準備の関係から早急に公布されなければならないと思えますが、どう考えますか。それからこれまた先ほど御答弁がありました。今後こういった問題も各政党とも相談なさるかどうか。まずその辺をお答えいただきたい。

○政府委員(岩田信君) 確かに御指摘のとおり、次の選挙に向けてのいろいろな準備もあるわけでございます。まあ私どもとしても政令の準備を急ぎたいと考えております。

それから各政党との相談の件でございますけれども、これについては先ほどお答えを申し上げましたように、適切な機会を得てわれわれの考えていることも申し上げたいし、また御意見も承りたいというふうに考えております。

○多田省吾君 特にテレビ政見放送関係では、放送するもの、あるいは時間数、あるいは候補者紹介の方法、それから政党が作成したフィルム等の録

画の可否等、いろいろな問題があるわけですが。現在はいくつかの問題のように検討しておられますか。

○政府委員(岩田信君) まさにこの部分が実施に当たります。NHKとの間にいろいろ調整を要する部分でございます。まだきちんと詰まったものはございましておりません。

なお、御指摘のありましたことの中に、政党が作成したフィルムを放映するという御指摘がございましたけれども、実はこのことは考えておりません。このことについては、一度提案者の方がそういうように述べられたこともございまして、それぞれの政党の条件や、それから、まあどう申しますか、恐らくそういう形で行くということになります。多額な経費を要することにもなりまして、よろしい、そういうこともありまして考えておりません。むしろ現在のスタジオ録画の形、あの形の発展をどう考えるかという形の筋で考えておることを申し上げておきたいと思っております。

○多田省吾君 私は、政党が作成したフィルムの録画等の要件は、提案者自身もいまおっしゃったように考えたいというふうな御答弁もあつたわけですから、考えていないと言われればこれは非常に不満でございます。こういう点もやはり各政党とも今後相談いただきたい、このように思うわけですが。これは要望です。

それから、立候補の届け出要件につきましても、私は本委員会におきましても質問したかった。しかし、第一点の法案の手法や政党化の問題とか、第二点の憲法問題とかが一応済んで、第三点の内容の問題に入つたらもう質問できないような状況にされてしまったわけで、大変遺憾に思っているわけでございます。たとえば新政治団体結成の場合の得票率の算定なんか法案だけでは大変いろいろ問題があるわけですが、直近の選挙の四割となつておりますが、その団体としては四割にいかないけれども、新しい政治団体の構成員の合計が四割の得票率がある場合はどうなのか、そんなものも一切考えないで切り捨てるのか

どうか。あるいは、これも大変疑問なんです。通常選挙の直近の選挙は三年前だけであると、この自治省はお考えのようでございますが、御本人にとってはやはり六年前も含めるのが筋ではないかと思われまして。その辺も、三年前だけに限るのはいかがかと思つし、こういう点はいろいろのうちに考えておられるか。

○政府委員(岩田信君) 成案を得ておりませんと申し上げたのですから、余り何かこう当てずっぽうみたいなことを申し上げるのはかえって申しわけないかもしませんが、まあ私どもとしましては、あそここの条文の上からすればやっぱり直近の参議院議員——かくかくの選挙と書いてありますから、六年前というわけにはいかないのではないかと、やはり政党を中心に考えるよりほかに仕方があるまい。それから得票率の場合も、その政党の得票と書いてありますので、まあその途中で構成員が変わつたからその個人の得票を足すとかいうわけにはちょっとまいらぬのではないかと。とりわけこれが比例代表選挙を何回か経た後のことを考えますと、なかなかそういうかぬのではないかと申すように思つておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、なお成案を得ているという意味で申し上げているわけではございません。

○多田省吾君 しかし、選挙部長の先ほどの答弁では、政党の要件の中に国会議員五人以上という場合、その数え方の問題があると、衆議院が解散のたつたような場合は衆議院議員を計算に入れるのか入れないのか、こういう点もまだこれから成案を得るんだってなことをおっしゃっていますけれども、われわれからすれば、法案自体を見た問題では、衆議院が解散になつたなら衆議院議員はいないんですから数え方の対象になるはずはないと、法案の上からそう思えるわけじゃありませんか。そういう点は何か考えるんだってなこと言つて、いま私が述べたような点は法案上からは考えられないこと。これは一方的じゃありませんか。

○政府委員(岩田信君) ただいまの人数の数え方を挙げてのお話でございますけれども、まあ実際、たとえば参議院議員の任期満了後に選挙があつた場合とか、それから衆議院の解散とかいうことを考えてみると、これは政党そのものの実態に何らの変動もない事件でございます。その中でまあ特に人数の数え方については政令で定めるといふように授權をいただいております。かつまた国会審議の中でもそういうことについては政令で決めるんだというお話もございましたので、これについては決めざるを得ない、決めなければかえつてその実態とそぐわなくなるのではないかと申すように思つておりますが、まあいづれにせよそういう問題につきましても御議論をいただきたいというふうに思つております。

○多田省吾君 私はまだ選挙部長の御答弁には納得できないわけですが、まあ衆議院段階でも論議されましたけれども、国会議員の数え方の問題で政令で決めるなんていうのは大変おかしな問題でございます。まあ今回はこの程度にとどめておきます。

○近藤忠孝君 私は選挙期日等の臨時特例に関する法律案の第七条「政令への委任」の問題にしぼりまして質問をいたします。

まず、先ほど官之原委員が質問、指摘した選挙公営の指定都市における問題であります。答弁によりまして、前回は三者択一だったのが、今回は択一または択二になるということでありまして、私も、まず確認したいのは、その選択はあくまでも当該自治体が自主的に決定することだ、こう思いますが、どうでしょうか。

○政府委員(岩田信君) そのとおりでございます。

○近藤忠孝君 問題は、義務制ポスター掲示場、要するに公営掲示場のみに限定される候補者ポスターのこれは事実上の枚数制限になるんですね。京都市とそれから名古屋市中を調べてみますと、京都市の場合には一番多い場合でも、これは左京区で、投票所の数が四十一で掲示場の数が三百十四、少ないところは東山区で百です。掲示場が、ということば、いままで二百枚張れたポス

た。問題は、義務制ポスター掲示場、要するに公営掲示場のみに限定される候補者ポスターのこれは事実上の枚数制限になるんですね。京都市とそれから名古屋市中を調べてみますと、京都市の場合には一番多い場合でも、これは左京区で、投票所の数が四十一で掲示場の数が三百十四、少ないところは東山区で百です。掲示場が、ということば、いままで二百枚張れたポス

ターが最高でも三百十四、最低の場合には百と。平均で大体百八十枚弱です。それから名古屋市の場合は、最高でも中川区の二百七十七枚、熱田区の八十枚。百枚を割ってしまおうわけですが、大体そのような状況になると思いますが、実情はどうでしょうか。

○政府委員(岩田備君) きちんとした統計は持っておりませんが、あの形のポスター掲示場以外に張れない制度に移した場合は、現在のポスター掲示場の枚数よりは相当減少はあるというところは、この前あの法案の審議の中もおっしゃられたことだと思っております。

○近藤忠孝君 一つは名古屋市選挙管理委員会からもらった資料ですから間違いないと思っておりますし、片方は地元の方の選挙に問い合わせた資料ですから間違いないと思っております。要するに一枚の枚数が減ってしまうんですね。となりまして、それが立候補しているかということを選挙民に知ってもらうというのは、これはやっぱり選挙の重要な要素、国民の側からは知る権利です。候補者の側からは知ってもらう、一つの候補者のこれは権利だと思っております。それが大変に制限される。

まあポスターの問題についてはいろいろ意見があります。しかし、基本的には、これは都議選に對する東京都選挙管理委員会の調査があります。それによりまして、ポスターなどが掲示場だけに限定されたわけですが、町の中は静かになつたが選挙のムードは上がらなかつたかと思つたのが二一・三%。町の美観は保てたが選挙に関する情報の量は少なくなつたかと思つたのが一三・一%。選挙に関する情報の量が少なくなつたかと思つたのが一三・一%。要するに、半分近い四五・四%がポスターの数が減つたことと選挙権の行使に決して十分じゃなかつたという、こういう意見が實際出ておるわけですね。この辺については自治省としてはどうお考えですか。

○政府委員(岩田備君) それぞれの自治体の性格にもよることだと思いますけれども、もと

とこのポスター掲示場を設けましたときには、その施設能力や施設場所の関係で、枚数の減少と、それから片方では同じ場所に行けば全部のあれが見られるという一貫性の問題、それから町の美観の問題とか、そういったようないろいろな問題がてんびんにかかっている問題だという認識は持っております。

○近藤忠孝君 私は選挙におけるポスターを大体美観などの問題ということで矮小化するの、これはやっぱり民主主義の根幹に関する否定的な考えだと思つたんですね。やはり近代社会における国民は、選挙権行使といえは一番主権の行使ですから、それに対してはそれを管理する自治省はもっと自信を持ってもらいたい、こう思います。私は、この問題はやはり議会制民主主義の根幹にかかわる問題で主権の行使に関する問題だということ、これは制限的に理解すべきじゃない、このように思います。

そこで、政令との関係でこれは念のためにお聞きしますけれども、これから政令をつくっていく場合に、自治省が進んで義務制ポスター掲示場を確保するように指導するということはないと思つた方がいいか、その点どうでしょうか。

○政府委員(岩田備君) 先ほどもお答えしましたとおり、任意制の条例のうちどれを選ばかというはその議会が決めるところでございまして、私どもの方からこれとこれを選べとか、これは選ぶなとかといったような指導をする筋合いではないと思つております。

○近藤忠孝君 では、ぜひひとつそのようにしてほしいと思つています。

最後に、これはもういまも二人の委員から指摘がありました。比例代表選挙の実施に伴う政令については、これは各党の意見を十分に聞いていくべきだということを申し上げまして、質問を終わります。

○委員長(福岡日出彦君) 他に御発言もなければ、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】 御異議ないと認めます。

○委員長(福岡日出彦君) 御異議ないと認めます。 それでは、これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、直ちに採決に入ります。まず、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(福岡日出彦君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、公職選挙法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(福岡日出彦君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきまして、これを委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(福岡日出彦君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(福岡日出彦君) 次に、請願の審査を行います。

第九〇六号衆議院議員定数の即時是正に関する請願外六件を議題といたします。

請願の願意につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりでございます。

これらの請願につきましては、理事会において協議の結果、七件全部を保留することに意見が一致いたしました。

以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(福岡日出彦君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(福岡日出彦君) 次に、継続審査要求に関する件についてお諮りいたします。

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第一号)の継続審査要求書を議長に提出したいたし存じますが、御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(福岡日出彦君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(福岡日出彦君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会をいたします。

午後零時十一分散会

十二月十八日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、衆議院議員定数の即時是正に関する請願
- (第九〇六号) (第九〇七号) (第九〇八号)
- (第九〇九号) (第九一〇号) (第九九二号)
- (第一〇六六号)

第九〇六号 昭和五十七年十二月十五日受理

衆議院議員定数の即時是正に関する請願

請願者 神奈川県横浜市市長後七九四ノ四
大山正雄外四名

紹介議員 山田 勇君

衆議院議員の定数配分が人口比例の原則を全く逸脱した状態となり、国政に対して本来平等であるべき国民の発言権に著しい格差が生じている。現在の定数配分は昭和五十年に改定されたままとなつているが、この昭和五十年の改定そのものが既

に人口比例の原則を守らず、憲法第十四条の要請に背くものであつたことは、東京高等裁判所、大阪高等裁判所、札幌地方裁判所の各判決によつても明らかである。また、仮にこの改定がその当時においては合憲であつたとしても、その後既に七年余を経過し、昭和五十五年の国勢調査の結果も判明している現在、公職選挙法別表第一の末尾にある規定を守り、直ちに定数配分を是正しなければならぬ。我々は昭和五十一年以来、国会の開かれるたびごとに衆議院議員定数配分の是正を請願し続けてきたが、国会はいまだに是正の動きすらみせず、違憲状態を放置したままの総選挙が繰り返されていく。このような事態がこれ以上続くことは、議会制民主主義の根幹を危うくするばかりか、不平等選挙によつて成立した国会の立法行為そのものについての国民の信頼が失われ、法治国家としての基盤が根底から揺らぐ結果すら招きかねない。ついでに、憲法の要請する国民の平等を回復するため、他のあらゆる案件に先駆けて衆議院の議員定数配分の即時是正を議決されたい。

第九〇七号 昭和五十七年十二月十五日受理
衆議院議員定数の即時是正に関する請願
請願者 神奈川県藤沢市藤沢一、〇三四
湯川和夫外四名

紹介議員 青島 幸男君
この請願の趣旨は、第九〇六号と同じである。

第九〇八号 昭和五十七年十二月十五日受理
衆議院議員定数の即時是正に関する請願
請願者 神奈川県藤沢市辻堂東海岸二ノ二
ノ七 山内幹郎外八名

紹介議員 秦 豊君
この請願の趣旨は、第九〇六号と同じである。

第九〇九号 昭和五十七年十二月十五日受理

衆議院議員定数の即時是正に関する請願
請願者 神奈川県藤沢市小和田三ノ八ノ
一 小川兼外二名
紹介議員 中山 千夏君
この請願の趣旨は、第九〇六号と同じである。

第九一〇号 昭和五十七年十二月十五日受理
衆議院議員定数の即時是正に関する請願
請願者 神奈川県藤沢市入谷四ノ二、六九
〇ノ四五 福田美代子外二名
紹介議員 山田耕三郎君
この請願の趣旨は、第九〇六号と同じである。

第九一二号 昭和五十七年十二月十五日受理
衆議院議員定数の即時是正に関する請願(三通)
請願者 神奈川県藤沢市辻堂六、二八九
安藤元雄外二名
紹介議員 美濃部亮吉君
この請願の趣旨は、第九〇六号と同じである。

第九一六号 昭和五十七年十二月十五日受理
衆議院議員定数の即時是正に関する請願
請願者 神奈川県藤沢市亀井野一ノ二五ノ
七 六会駅前高層住宅四〇四 宮
地淳子外一名
紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第九〇六号と同じである。

十二月二十四日本委員会に左の案件が付託された。
一、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案
一、公職選挙法の一部を改正する法律案

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

(選挙期日)

第一条 昭和五十八年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区に限る。以下同じ)の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十三条第一項の規定にかかわらず、都道府県及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の議会の議員及び長の選挙にあつては昭和五十八年四月十日、指定都市以外の市、町村及び特別区の議会の議員及び長の選挙にあつては同月二十四日とする。

2 前項の地方公共団体の議会の議員又は長につき、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、公職選挙法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行うべき期間が昭和五十八年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日の前日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ前項に規定する期日とする。

3 第一項の地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長について、選挙を行うべき事由が生じた場合において、公職選挙法第三十三条第二項若しくは第三項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行うべき期間が昭和五十八年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日以前十日まで

に始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、同法第三十三条第二項若しくは第三項又は第三十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。
(告示の期日)
第二条 前条の規定により行われる選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第五項及び第三十四条第六項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日に告示しなければならない。
一 都道府県知事の選挙 昭和五十八年三月十六日
二 指定都市の長の選挙 昭和五十八年三月二十一日
三 都道府県及び指定都市の議会の議員の選挙 昭和五十八年三月二十九日
四 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙 昭和五十八年四月十四日
五 町村の議会の議員及び長の選挙 昭和五十八年四月十七日
(同時選挙)

第三条 第一項の規定により行われる都道府県の議会の議員の選挙及び都道府県知事の選挙又は市町村若しくは特別区の議会の議員の選挙及び市町村若しくは特別区の長の選挙は、それぞれ公職選挙法第十九条第一項の規定により同時に行う。

2 第一条の規定により行われる指定都市の議会の議員又は長の選挙及び当該指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員又は長の選挙は、公職選挙法第百十九条第二項の規定により同時に行う。
(重複立候補の禁止)

第四条 第一条の規定により昭和五十八年四月十日に行われる選挙において公職の候補者となつた者は、当該選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域)の全部又は一部を含む区域について同条の規定により同月二十四日に行わ

る選挙の行われる区域)の全部又は一部を含む区域について同条の規定により同月二十四日に行わ

る選挙の行われる区域)の全部又は一部を含む区域について同条の規定により同月二十四日に行わ

る選挙の行われる区域)の全部又は一部を含む区域について同条の規定により同月二十四日に行わ

る選挙の行われる区域)の全部又は一部を含む区域について同条の規定により同月二十四日に行わ

る選挙の行われる区域)の全部又は一部を含む区域について同条の規定により同月二十四日に行わ

る選挙の行われる区域)の全部又は一部を含む区域について同条の規定により同月二十四日に行わ

る選挙の行われる区域)の全部又は一部を含む区域について同条の規定により同月二十四日に行わ

る選挙の行われる区域)の全部又は一部を含む区域について同条の規定により同月二十四日に行わ

れる選挙における公職の候補者となることのできなない。

2 前項の規定により公職の候補者となることができない者は、公職選挙法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第八十一号）附則第一条第三項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の公職選挙法（以下「改正前の公職選挙法」という。）第六十八号第二号（改正前の公職選挙法第四十六号の二）第二項の規定により変更して適用することとされる場合を含む。及び第八十六号第九項の規定の適用については、改正前の公職選挙法第八十七号の規定により公職の候補者となることができない者とみなす。

（後援団体に関する寄附等の禁止期間）
第五条 第一条第一項の規定により行われる選挙について、改正前の公職選挙法第九十九号の五の規定を適用する場合には、同条第一項から第三項までに規定する一定期間とは、同条第四項の規定にかかわらず、第一条第一項の規定によるそれぞれの選挙の期日前九十日に当たる日から当該選挙の期日までの間とする。

（共済給付金の特例）

第六条 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）の議会の議員が第一条の規定により行われる都道府県の議会の議員の選挙における公職の候補者となるため昭和五十八年三月二十九日から同月三十一日までの間に退職した場合又は当該期間内に当該公職の候補者としての届出（推薦届出を含む。）がされたことにより改正前の公職選挙法第九十条の規定により当該市町村の議会の議員の職を辞したものとみなされた場合であつて、政令で定める場合におけるその者に係る地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第五百五十八条に規定する共済給付金については、その者は、当該市町村の議会の議員の任期満了の日（その日が昭和五十八年四月十日以後であるときは、同月九日）まで引き続き当該議員として在職したものとみなす。

（政令への委任）
第七条 第二条から前条までに規定するもののほか、第一条の規定により地方公共団体の議会の議員及び長の選挙が行われることに伴い必要とされる事項については、政令で必要な規定を設けることができる。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

公職選挙法の一部を改正する法律案
公職選挙法の一部を改正する法律
公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第九十七号第一項中「当選人とならなかつたもの」の下に「（地方公共団体の長の選挙については、同条第二項（同点者の場合）の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたもの）」を加え、同条第二項中「（同点者の場合）」を削る。

附則

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 改正後の公職選挙法第九十七号第一項及び第二項の規定は、この法律の施行の日後初めて行われる参議院議員の通常選挙の期日の公示の日（以下「公示日」という。）以後にその期日を公示され又は告示される選挙（公示日前にその期日を公示され又は告示される選挙に係る再選挙及び補欠選挙を除く。）について適用する。

（改正前の公職選挙法第九十七号第一項の規定の適用に係る特例）

3 この法律の施行の日から公示日の前日までにその期日を公示され又は告示される選挙並びに公示日前にその期日を公示され又は告示される選挙に係る再選挙及び補欠選挙（公示日以後にその期日を告示されるものに限る。）についての公職選挙法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第八十一号）附則第一条第三項の規定に

よりなお効力を有することとされる同法による改正前の公職選挙法第九十七号第一項の規定の適用については、同条第一項中「当選人とならなかつたもの」とあるのは、「当選人とならなかつたもの（地方公共団体の長の選挙については、同条第二項（同点者の場合）の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたもの）」とする。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）
4 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。
第十一条の表第九十七号第二項の項中「（同点者の場合）」を削る。

十二月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。
一、公職選挙法の一部を改正する法律案（案）

公職選挙法の一部を改正する法律案
公職選挙法の一部を改正する法律
公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十八号の二（同一氏名の候補者等に対する投票の効力）」を「第六十八号の二（同一氏名等の候補者に対する投票の効力）」に改める。
第四十六号第二項を次のように改める。

2 参議院（比例代表選出）議員の選挙については、選挙人は、自ら、投票所において、投票用紙に名称及び略称が印刷された名簿届出政党等（第八十六号の二）第一項（名簿による立候補の届出）の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。のうちその投票しようとするもの一に對して、投票用紙の記号を記載する欄に○の記号を記載して、これを投票箱に入れなければならない。

第四十六号第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の場合において、○の記号の記載方法、投票用紙に印刷する名簿届出政党等の名称及び略称の順序の決定方法及び名簿届出政党等が第八十六号の二第一項の届出を却下され、名簿届出政党等でなくなつた場合における投票用紙における名簿届出政党等の表示方法その他必要な事項は、政令で定める。
第四十六号の二第一項中「次条及び第四十九号」を「次条第一項並びに第四十九号第一項及び第二項」に改め、同条第二項中「同一氏名の候補者等」を「同一氏名等の候補者」に改める。

2 参議院（比例代表選出）議員の選挙における前項の規定による投票については、第四十六号（投票の記載事項及び投票）第二項の規定にかかわらず、選挙人は、投票所において、投票用紙に一の名簿届出政党等の第八十六号の二（名簿による立候補の届出等）第一項の届出に係る名称又は略称を自書して、これを投票箱に入れなければならない。

3 前項の場合においては、第六十八号（無効投票）第二項第一号中「所定の○の記号の記載方法によらないもの」とあるのは「名簿届出政党等以外の政党その他の政治団体（第八十六号の二）（名簿による立候補の届出等）第八十六号の規定による届出をした政党その他の政治団体を含む。」の名称又は略称を記載したものと、同項第三号及び第四号中「に對して○の記号」とあるのは「○の名称又は略称」と、同項第五号中「に對して○の記号」とあるのは「○の第八十六号の二第一項の届出に係る名称又は略称」と、同項第六号中「○の記号以外の事項を記載したものと」とあるのは「名簿届出政党等の第八十六号の二第一項の届出に係る名称及び略称のほか、他事を記載したもの。ただし、本部の所在地、代表者の氏名又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。」と、同項第七号中「○の記号を自ら記載しないもの」とあるのは「名簿届出政党等の第八十六号の二第一項の届出に係る名

称又は略称を自書しないもの」と、同項第八号中「いずれの名簿届出政党等に対して○の記号を」とあるのは「名簿届出政党等のいずれを」と、第六十八條の二第二項中「同一の氏名、氏又は名の公職の候補者が二人以上ある場合において、その氏名、氏又は名」とあるのは「第八十六條の二（名簿による立候補の届出等）第一項の届出に係る名称又は略称が同一である名簿届出政党等が二以上ある場合において、その名称又は略称」と、「前条第二項第七号」とあるのは「前条第二項第八号」と、同条第二項中「候補者」とあるのは「名簿届出政党等」とする。

第四十八條第一項中「の名称及び略称」を「に対する○の記号」に改め、同条第二項中「の名称若しくは略称」を「に対する○の記号」に改める。
第四十九條に次の二項を加える。
3 参議院（比例代表選出）議員の選挙における前二項の規定による投票については、第四十七條（点字投票）第二項及び第三項の規定を準用する。
4 前項の投票については、第四十八條第一項中「に対する○の記号」とあるのは「の名称及び略称」とし、同条第二項中「に対する○の記号」とあるのは「の名称若しくは略称」とする。
第六十八條第二項第一号を次のように改める。
二 所定の○の記号の記載方法によらないもの第六十八條第二項第三号及び第四号中「の名称又は略称」を「に対して○の記号」に改め、同項第五号中「の第八十六條の二第二項の届出に係る名称又は略称」を「に対して○の記号」に改め、同項第六号から第八号までを次のように改める。

六 ○の記号以外の事項を記載したもの
七 ○の記号を自ら記載しないもの
八 いずれの名簿届出政党等に対して○の記号を記載したかを確認し難いもの
第六十八條の二の見出し中「同一氏名の候補者等」を「同一氏名等の候補者」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「又は当該名簿届出政党等」を削り、同項を同条第二項とする。
第七十九條第一項中「第六十八條の二第一項及び第三項」を「第六十八條の二」に改める。
第八十六條の二第二項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。
七 当該政党その他の政治団体の名称及び略称が字数二十を超える場合においては、字数二十以内に名称及び略称を簡略化したもの
第九十四條第一項第一号中「二」を乗じて得た数「三」を乗じて得た数」に改める。
第九十七條第一項中「投票の記載をする場所に名簿届出政党等の名称及び略称の掲示並びに投票所内のその他の」を削り、同条第二項中「いづれの掲示の掲載の順序も同一となるように」を削る。
第二百一十一條の六第六項第三号中「六台」の下に「（名簿届出政党等である政党その他の政治団体にあっては、六台に当該参議院（比例代表選出）議員の選挙において設置することができるとする選挙事務所の数に相当する台数を加えた台数）を加える。
第二百三十七條の二第二項の規定を「第一項又は第四十九條（不在者投票）第四項の規定」に改め、「又は候補者」の下に「若しくは名簿届出政党等」を加える。
第二百五十五條第一項中「候補者の氏名又は一の名簿届出政党等の名称若しくは略称」を「候補者の氏名又は一の名簿届出政党等に対する○の記号」に改める。

附 則

（施行期日等）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
2 改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日後初めて行われる参議院議員の通常選挙の期日の公示の日（以下「公示日」という。）以後にその期日を公示され又は告示される選挙（公示日前にその期日を公示され又は告示される選挙に係る再選挙及び補欠選挙を除く。）について適用する。

（地方自治法の一部改正）
第二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。
第一百八十八條第一項中「第四十六條第一項及び第三項」を「第四十六條第一項及び第四項」に改める。
（最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正）
第三条 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。
第四十九條の表第二百三十七條の二の項中「又は候補者」の下に「若しくは名簿届出政党等」を加える。
（漁業法の一部改正）
第四条 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。
第九十四條第一項の表以外の部分中「第六十八條及び第六十八條の二第二項」を「及び第六十八條」に改める。
（農業委員会等に関する法律の一部改正）
第五条 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。
第十二條の表以外の部分中「及び第六十八條の二第二項」を削る。